

洪水時の雨量・水位の情報提供

・水防法の一部改正(平成17年7月施行)

・水位情報の公表(WINC2)

・避難の目安になる水位の設定(特別警戒水位)

・浸水想定区域の指定・公表

・洪水ハザードマップの作成

水防法の一部改正(平成17年7月施行)

平成16年の新潟や福島、福井での集中豪雨を契機に
(急激な変化に対する対応の遅れ)

- ・局地的集中豪雨により、中小河川における被害が多発
- ・避難勧告等を行う基準が不明確で逃げ遅れが発生
- ・災害時要援護者の被災が多い



人的被害

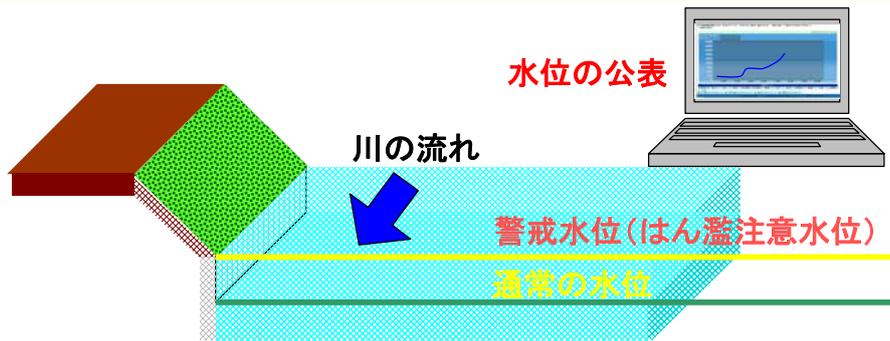
(対応策)

- ・水位情報の公表(警戒水位への到達を公表)
- ・避難の目安になる水位の設定(特別警戒水位)
- ・浸水想定区域の指定・公表
- ・洪水ハザードマップの作成と情報伝達体制の確保

水位情報の公表

水位の通報及び公表(第12条の2)

警戒水位(はん濫注意水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。



「インターネット」による情報提供

提供情報

- 雨量観測情報
- 水位観測情報
 - 警戒水位、特別警戒水位
- 気象注意報、警報発表状況

接続方法

インターネットの検索サイトから「WINC2」と入力し、検索すると簡単に見つけられます。

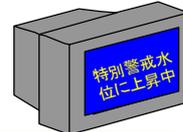
作田川流域の雨量・水位情報



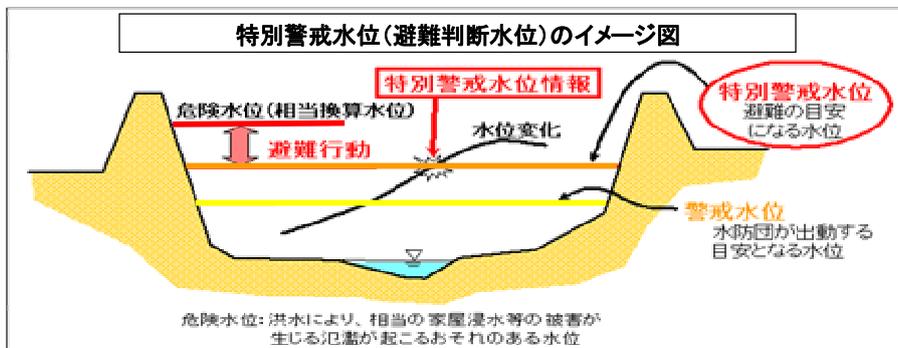
凡例

- ▲ 水位観測所 3箇所
- 雨量観測所 2箇所

避難の目安になる水位の設定



知事が行う水位情報の通知及び周知(第13条の2)
 水位情報周知河川について、**特別警戒水位(避難判断水位)**を定め、
 水位がこれに達したときは水防管理者に通知するとともに、**必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。**



作田川の特別警戒水位

平成19年9月3日
作田川を水位情報周知河川に指定
特別警戒水位に到達



- ・自動的に関係機関(県・市)に水位到達情報を伝達
- ・報道機関へも県庁報道広報課を經由して情報提供

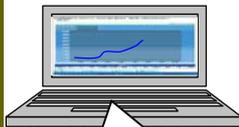
観測所名	警戒水位 (はん濫注意水位)	特別警戒水位 (避難判断水位)	はん濫危険水位
成東	5.26	5.30	5.56
日向	(1.60)	(1.65)	(1.90)

※ 日向は河川改修中のため、現在非通知。



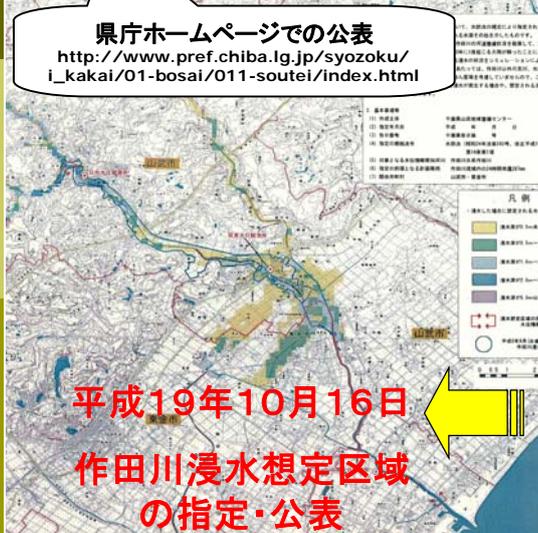
凡例: ▲ 水位観測所

浸水想定区域の指定・公表



県庁ホームページでの公表
http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/i_kakai/01-bosai/011-soutei/index.html

作田川 浸水想定区域図



平成19年10月16日
作田川浸水想定区域
の指定・公表

浸水想定区域(第14条)

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を**浸水想定区域として指定するもの**とする。

洪水ハザードマップの作成

**横芝光町
洪水ハザードマップ**

避難場所

災害時要援護者
施設一覧

洪水ハザードマップ

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置(第15条第4項)

浸水区域をその区域に含む市町村の長は、**情報の伝達方法、避難場所などを記載した印刷物の配布**その他必要な措置をとらなければならない。

洪水ハザードマップ作成状況

凡 例

- 洪水ハザードマップ作成済(32)
- 平成20年度作成(4)
- 平成21年度以降作成予定(14)

平成19年度まで

野田市、流山市、松戸市、千葉市、成田市、香取市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、いすみ市、鴨川市等

..... 32

平成20年度予定

富津市、多古町等... 4

※今後数年の内に、浸水想定区域内の50の市町村で作成する予定